別表第十一(一)の項(い)欄中「点検口」を「点検口の戸」に改め、同項(ろ)欄中「点検口の施錠」を「点検口の戸の設置及び施錠」に改め、同項(は)欄中「扉」を「設置の状況を目視により確認し、施錠の状況を戸」に改め、同項(に)欄中「解錠又は」を「戸がないこと、戸が破損していること又は解錠若しくは」に改め、同(二)の項(ろ)欄中「作動」を「通電」に改め、同項(は)欄中「通電状態」を「通電の状況」に改め、同項(に)欄中「おり、使用に支障をきたすおそれのある」を「いる」に改め、同(三)の項(ろ)欄中「開閉器及び遮断器の」を削り、同項(は)欄中「ただし、テストボタン付きのものにあっては、テストボタンを押して作動の状況も確認する。」を削り、同項(に)欄中「又はテストボタン付きのものにおいて、電気的に開放しないこと」を削り、同(四)の項(い)欄中「プリント」を削り、同項(ろ)欄中「(密閉型のものを除く。)」を削り、同項(に)欄中「異常な」を「著しい」に改め、同(五)の項(に)欄中「溶断電流」を「ヒューズの溶断電流」に、「制御盤」を「制御器」に、「指定する」を「指定された」に改め、同(六)の項(ろ)欄中「制御回路等」を「制御等の回路」に、「二次側が接地されており、非接地側にヒューズが設けられており、電圧が直流の場合にあっては六十ボルト、交流の場合にあっては二十五ボルト以下の回路」を「二次側の一方が接地され、他方にヒューズが設けられており、電圧が直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である回路」に改め、同項(に)欄中「電路」を「回路」に改め、同(八)の項を次のように改める。

(八)	減速歯車	音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
		振動の状況	聴診及び触診により確認する。	異常な振動があること。
		潤滑油の油量の状況	オイルゲージ等を目視により確認する。	油量が適量でないこと。
		潤滑油の劣化の状況	色及び不純物を目視により確認する。	著しい変色又は摩耗粉があること。
		油漏れの状況	目視により確認する。	オイルシールから著しい油漏れがあること。
		発熱の状況	触診により確認する。	異常な発熱があること。
	巻上機			
	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。	
	パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ　次回の定期検査時又は定期点検時まで運行にパッドが支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。	

別表第十一(九)の項(い)欄中「及び」を「又は」に改め、同項(ろ)欄中「溝の摩耗又は」を削り、「トラクション」を「かかり」に改め、同項(は)欄中「摩耗状態を製造者が指定する方法により検査する。ただし、製造者が検査方法を指定していないときは」を「摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間を測定し」に改め、「巻上機の」を削り、同項(に)欄中「溝の摩耗が製造者設計基準を超えていること。ただし、製造者が検査方法を指定していない場合にあっては」を「溝と主索のすき間が十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること」に改め、同(十)の項油の付着状況の項を次のように改める。

(十)	油の付着の状況	目視により確認する。	ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること。
	パッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。	イ　次回の定期検査時又は定期点検時まで運行にパッドが支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。
			ロ　パッドの厚さが運行に支障が生ずるおそれがない最小の厚さの一・二倍（電気制動式のものにあっては、一・一倍）以下であって、重点的な点検が必要な状態にあること。

別表第十一(十)の項パッドの残存厚みの状況の項を次のように改める。

別表第十一(十一)の項パッドとドラム及びディスクとの接触の状況（同心軸上にて回転するパッドにより制動するものを除く。）の項は欄中「聴診」を「目視及び聴診」に改め、同項(に)欄中「及び」を「又は」に改め、同(十)の項ブレーキコイルの発熱の状況の項(に)欄中「ブレーキコイルの異常発熱」を「ブレーキコイルに異常な発熱」に改め、同(十)の項構成機器の作動の状況の項は欄中「目視、聴診及び触診により」を「作動の状況を」に改め、同(十)の項作動時の状況（電気制動タイプのものに限る。）の項(ろ)欄中「タイプ」を「式」に改め、同(十)の項制動力の状況の項は欄中「ブレーキ制動を行い、作動の状況」を「ブレーキの制動」に改め、同(十)の項は欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同項(に)欄中「軸又は軸受けから」を削り、同(十一)の項は欄及び同(十一)の項は欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(十一)の項は欄中「積載」を「負荷運転時」に、「速度について、」を「速度を」に改め、「又は電子式速度表示装置」を削り、同表二(一)の項(い)欄中「かご室の周壁」を「かごの壁又は囲い」に改め、同項(ろ)欄中「かご室」を「かごの構造及び設置」に、「使用材料」を「可燃物」に改め、同項(に)欄中「錆、」を削り、「使用に支障をきたして」を「運行に支障が生じて」に、「難燃材以上のもの」を「難燃材料」に改め、同(二)の項は欄中「目視により」を「設置及び表示の状況を」に改め、同(三)の項(ろ)欄中「設置状況」を「設置の状況」に改め、同(四)の項(ろ)欄中「開閉状況」を「開閉の状況」に改め、同項は欄中「戸を開閉して」を「目視及び触診により」に改め、同項(に)欄中「動作」を削り、同表三(一)の項径の状況の項は欄中「基準階（出し入れ最頻階）」を「出し入れする頻度の最も高い階」に、「から基準階」を「から当該階」に、「主索」を「、主索」に改め、同表三(一)の項素線切れの状況の項は欄中「基準階（出し入れ最頻階）」を「出し入れする頻度の最も高い階」に、「から基準階」を「から当該階」に、「主索」を「、主索」に、「箇所等において」を「箇所等を目視により確認し」に、「あっては凝視確認をし、その他の部分にあっては、」を「ついては重点的に」に改め、同項(に)欄イ中「次に掲げる各号」を「素線切れ要是正判定基準の」に改め、(1)から(3)までを削り、同欄ロ中「次に掲げる各号」を「素線切れ要重点点検判定基準の」に改め、(1)から(3)までを削り、同(一)の項摩耗粉の状況の項(に)欄中「付着しており」を「付着し」に改め、同(二)の項は欄中「主索を手で引き、張りが同等であるか」を「触診により主索の張りが均等であることを」に改め、同(三)の項を次のように改める。

(三)	主索の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあっては割ピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。